

和歌山県町村会表彰規程

昭和30年 4月 1日制 定
昭和62年 5月15日全部改正
平成14年 2月 8日一部改正
平成19年12月 1日一部改正
平成22年 4月 1日一部改正
平成22年12月 1日一部改正

第1条 この規程は、和歌山県町村会処務規定第9条の規定に基づき、自治功労者の表彰を行うものとする。

2 次の各号に該当する者で功労のあった者を自治功労者として表彰する。

- (1) 町村長 5年以上在職した者
 - (2) 副町村長、町村の教育長並びに町村のみをもって組織された一部事務組合・広域連合の副管理者（町村長を除く）及びこれに準ずる者
 - (イ) 副町村長として6年以上在職した者
 - (ロ) 教育長として7年以上在職した者
 - (3) 町村及び町村のみをもって組織された一部事務組合・広域連合の常勤の職員
 - (イ) 病院、診療所の医師（獣医師は次のロの職員とみなす。）として10年以上在職した者
 - (ロ) 上記イ以外の職員（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条の教職員及び消防組織法第11条第1項の消防職員を除く。）として25年以上在職した者
- 3 系統町村会の事務局長及び常勤の職員
- (1) 事務局長として15年以上在職した者
 - (2) 系統町村会の職員として25年以上在職した者

第2条 在職期間の計算は次によること。

- 2 在職期間は、毎年4月1日をもって計算の基準とする。
- 3 在職期間は、日を単位として計算することとし、通算在職期間に1月未満の端日数を生じたときはこれを1月とする。

第3条 表彰は、町村及び一部事務組合からの推薦に基づき、本会理事会の選考を経て会長がこれを決定し、毎年1回本会定期総会において行う。

2 表彰は、表彰状を用い記念品を贈るものとする。

第4条 本会は表彰名簿を作成しこれを永く保存する。

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6条 推薦様式は別紙様式によること。
原則として一人1様式とすること。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年5月の本会定期総会の日から施行する。
- 2 和歌山県町村会表彰規程（昭和30年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成14年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

別紙様式(第6条関係)

自治功労者推薦調書

町村名		職名		ふりがな		年齢	歳	
				氏名				
経 歴	職名	在職期間			在職年月日			摘要
	年	月	日	～	年	月	日	
	・	・	・	～	・	・	・	
	・	・	・	～	・	・	・	
	・	・	・	～	・	・	・	
	・	・	・	～	・	・	・	
	・	・	・	～	・	・	・	
	・	・	・	～	・	・	・	
	・	・	・	～	・	・	・	
	・	・	・	～	・	・	・	
計					年	月		

(注) 休職期間等のある場合は、通算在職期間から休職期間を控除して計の欄に記載して下さい。(最終的に1月未満の端日数を1月とします。)